

写

保発第 0922002 号  
平成20年9月22日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長  
地方社会保険事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長

### 柔道整復師の施術に係る療養費について

標記については、平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号通知により実施しているところであるが、下記のとおり取り扱うこととしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その実施に遺憾のないようご配慮願いたい。

#### 記

##### 1 改正の目的

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）の一部施行により、平成20年10月に全国健康保険協会が設立されることに伴い、地方社会保険事務局は健康保険に関する業務（全国健康保険協会が管掌するもののうち健康保険法の規定により社会保険庁長官が行うものを除く。）を実施しないこととなることと、船員保険に係る業務については、保険給付に関する業務など保険者としての業務は実施する一方、療養担当者等に対する監督に関する業務など行政としての業務は実施しないこととなることから、これに伴う所要の改正を行ったこと。

## 2 改正の内容

受領委任の取扱いについては、社団法人日本柔道整復師会の会員にあつては別添1により、またその他の柔道整復師にあつては別添2により、それぞれ取り扱うものとする。

## 3 本通知は、平成20年10月1日から適用し、これに伴い平成11年10月20日付老発第682号・保発第144号通知を廃止すること。

別添1

## 協 定 書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについて、別紙のとおり合意する。

○ ○ 厚 生 （ 支 ） 局 長 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ 都 道 府 県 知 事 ○ ○ ○ ○ 印

社団法人○○都道府県柔道整復師会長 ○ ○ ○ ○ 印

## 別紙

### 第1章 総則

#### (目的)

- 1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、〇〇厚生（支）局長（以下「甲」という。）及び〇〇都道府県知事（以下「乙」という。）と社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。

#### (委任)

- 2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は、地方社会保険事務局長、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。
- 3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

#### (受領委任の施術管理者)

- 4 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とすること。  
ただし、開設者が会員でない場合又は開設者である会員が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する会員の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。
- 5 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって甲、乙及び丙に提出すること。

### 第2章 確約及び登録等

#### (確約)

- 6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である会員は、様式第1号によ

り、本協定に定める事項を遵守することについて、甲、乙及び丙に確約しなければならないこと。

(受領委任の届け出)

- 7 6の確約を行った会員は、様式第2号(様式第2号の2を含む。)により、会員が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師(以下「勤務する柔道整復師」という。)から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、丙を経由して甲と乙に届け出ること。

(受領委任の登録)

- 8 甲と乙は、7の届け出を行った会員について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いに係る登録を行い、登録年月日以後、受領委任の取扱いを認めること。また、その場合は、様式第3号により、丙を経由して登録された当該会員(以下「丁」という。)に登録した旨を通知すること。

- (1) 施術管理者である会員又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。
- (2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

(勤務する柔道整復師の施術)

- 9 8により登録された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、丁が行うこと。

(施術所の制限)

- 10 受領委任の取扱いは、8により登録された施術所(以下「登録施術所」という。)においてのみ認められること。  
したがって、丁が登録施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、甲と乙が受領委任の取扱いに係る登録を行う必要があること。

(届出事項の変更等)

- 11 丁は、7の届出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに丙を経由して甲と乙に届け出ること。

(受領委任の取扱いの中止)

- 12 甲と乙は、丁又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。  
(1) 本協定に定める事項を遵守しなかったとき。

- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

#### (施術の担当方針)

1 3 丁は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

また、施術は、被保険者又は被扶養者である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとする。

#### (受給資格の確認等)

1 4 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

#### (療養費の算定、一部負担金の受領等)

1 5 丁は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」という。）により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

#### (意見書の交付)

1 6 丁は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

#### (施術録の記載)

1 7 丁は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載した上で、施術が完結した日から5年間保存すること。

1 8 丁は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施

術録にその旨を記載すること。

(通知)

- 19 丁は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。
- (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
  - (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
  - (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

(施術の方針)

- 20 丁は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。
- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
  - (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。
  - (3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。  
この場合、同意を求めるとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。
  - (4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

#### 第4章 療養費の請求

(申請書の作成)

- 21 丁は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により支給申請書(以下「申請書」という。)を作成し、速やかな請求に努めること。
- (1) 申請書の様式は、様式第5号又はそれに準ずる様式とすること。
  - (2) 申請書を月単位で作成すること。

(申請書の送付)

- 22 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付する。丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。

(申請書の返戻)

- 2 3 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を経由して丁に返戻すること。

## 第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

- 2 4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と乙の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

- 2 5 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して丁から報告等を徴することができること。

## 第6章 療養費の支払い

(療養費の支払い)

- 2 6 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

- 2 7 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、2 3と同様の取扱いによること。

- 2 8 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

- 29 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。  
なお、調査に基づき不支給等の決定を行う場合において、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して指導を行うこと。
- 30 丁は、申請書の記載内容等について丙又は保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。
- 31 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第8号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を經由して丁へ送付すること。
- 32 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

## 第7章 再審査 (再審査の申し出)

- 33 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を經由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。  
なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。
- 34 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第8章 指導・監査 (指導・監査)

- 35 丁及び勤務する柔道整復師は、甲と乙が必要であると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

36 丁及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本協定に違反した場合は、甲と乙はその是正等について指導を行うこと。

## 第9章 その他 (情報提供等)

37 甲又は乙は、8の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の地方厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

### (広報及び講習会)

38 丙は、本協定に基づく受領委任の取扱いを徹底するため、適宜、広報及び講習会の開催を行うものとする。

### (協力)

39 甲と乙は、受領委任の取扱いに当たっては、必要に応じ丙と協議する等、丙の協力を得て円滑な実施に努めること。

### (契約期間)

40 本協定の有効期間は、平成12年1月1日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとする。

### (経過措置)

41 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求（政府管掌健康保険分に限る。）については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」（平成20年9月22日保発第0922004号）1（1）に基づき、同年10月1日において登録を受けたとみなされた施術管理者である会員及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までにを行った施術に関する指導及び監査は、甲及び乙が行うこと。

(様式第1号)

# 確 約 書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを届け出るに当たり、協  
定書（平成20年9月22日保発第0922002号通知の別添1の別紙）を遵守す  
ることを確約します。

平成 年 月 日

〇 〇 厚 生 ( 支 ) 局 長  
〇 〇 〇 〇

〇 〇 都 道 府 県 知 事  
〇 〇 〇 〇 殿

社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長  
〇 〇 〇 〇

柔道整復師氏名 印

〒 -

住 所

(受領委任の取扱いを行う施術所)

施術所名 \_\_\_\_\_

〒 -

TEL. - -

住 所 \_\_\_\_\_

(注) 確約書の管理は、社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長が行うものと  
すること。

(様式第2号)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出 (施術所の届け出)

柔道整復師 (受領委任の 施術管理者)	第 1	ふりがな			
		氏 名	明・大・昭・平 年 月 日生		
		免 許 番号	(取得年月日) 大・昭・平 年 月 日		
施 術 所	ふりがな				
	名 称	(電話番号: ( ) )			
	所 在 地	〒 -			
届け出前5年間における受領委任の取扱いの中止		有 ・ 無	中止年月日		
			当該地方厚生(支)局長等		
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の備考5に基づく施術所の届出			定額料金の徴収を ( 行う・行わない )		
注1 施術所において勤務する他の柔道整復師について、様式第2号の2で届け出ること。 注2 届け出に当たっては、施術所及び勤務する柔道整復師等の確認できる書類の写し等を添付すること。 注3 施術管理者が複数の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、備考欄に各施術所における勤務形態等を記入すること。					
(備考)  (柔道整復師(施術管理者)が都道府県柔道整復師会に入会した年月日を記入すること。)					

上記のとおり、届け出します。

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇

殿

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇

柔道整復師氏名

印

〒 - TEL. - -

住 所

(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(様式第2号の2)

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届け出 (同意書)

施術所において勤務する他の柔道整復師として、協定書(平成20年9月22日保発第0922002号通知の別添1の別紙)の第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意します。

施術所に勤務する他の柔道整復師	第2	ふりがな									
		氏名				印	明・大・昭・平	年	月	日生	
		免許	番号				(取得年月日)	大・昭・平	年	月	日
		届け出前5年間における受領委任の取扱い中止	有・無	中止年月日							
	第3	ふりがな									
		氏名				印	明・大・昭・平	年	月	日生	
		免許	番号				(取得年月日)	大・昭・平	年	月	日
		届け出前5年間における受領委任の取扱い中止	有・無	中止年月日							
	第4	ふりがな									
		氏名				印	明・大・昭・平	年	月	日生	
		免許	番号				(取得年月日)	大・昭・平	年	月	日
		届け出前5年間における受領委任の取扱い中止	有・無	中止年月日							

(注) 施術所に勤務する他の柔道整復師は、署名押印をすること。

(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあつては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(様式第3号)

### 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの登録について

柔道整復師氏名 (受領委任の施術管理者)		
施術所	名称	
	所在地	
備考		

平成 年 月 日付で届け出のあった標記の件について、これを登録したので通知します。

登録記号番号 ○○○○○○○○-○-○

登録年月日 平成 年 月 日

○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 厚生(支)局長 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ 都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

(補足1) 登録記号番号の内訳について ①②③④⑤⑥⑦⑧-⑨-⑩

- ①は、協定に基づく登録を「協」、個人契約に基づく登録を「契」とする。
- ②③は、都道府県コードとする。(統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードとする。)
- ④～⑧は、柔道整復師毎の番号とする。
- ⑨は、柔道整復師(受領委任の施術管理者)が複数の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、新たな施術所に枝番号(1～)を付すものとし、それ以外は「0」とする。
- ⑩は、定額料金を徴収する届出を行った施術所を「1」、それ以外は「0」とする。

(補足2) 登録年月日は、柔道整復師が都道府県柔道整復師会に入会した年月日で通知する。ただし、施術管理者の変更に伴う届け出の場合は、受領委任の取扱いに係る届け出の年月日で通知する。

(様式第4号)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る届出事項の変更等

柔道整復師 (受領委任の 施術管理者)	登録記号番号	
	氏名	
	施術所名	(電話番号: ( ) )
区分	1	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の備考5に基づく施術所の届出 定額料金の徴収を ( 行う・中止 )
	2 その他	変更内容 (変更年月日: 平成 年 月 日)
		理由等

上記のとおり届出事項の変更を届け出します。

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇

殿

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇

柔道整復師氏名

印

〒 - TEL. - -

住所

(この届け出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあつては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(注) 当該柔道整復師(受領委任の施術管理者)が死亡した場合は、事実が確認できる書類として住民票等の書類を添付し、届出人の氏名及び住所並びに当該柔道整復師との関係を記入すること。

また、施術所において勤務する他の柔道整復師を追加する場合は、様式第2号の2等を添付すること。

柔道整復施術療養費支給申請書

○ 市町村番号		○ 保険者番号		○ 保険種別		○ 本人・家族の区分	
				協・組・船・国・退・高		本人・家族 6歳就学前・70歳～75歳(1割・2割・3割) 75歳以上(1割・3割)	
○ 被保険者証等の記号・番号		○ 生年月日		○ 被保険者(世帯主・受給者)の氏名		○ 被保険者(世帯主・受給者)の住所	
		明・大・昭・平 年 月 日				〒	
○ 療養を受けた者の氏名		○ 生年月日		○ 負傷の原因			
		明・大・昭・平 年 月 日					
○ 負傷名		○ 負傷年月日	○ 初検年月日	○ 施術開始	○ 施術終了	○ 実日数	○ 転帰
(1)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(2)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(3)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(4)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(5)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
○ 経過						請求区分	新規・継続
初検料 円		初検時相談支援料 円	再検料 円	往療料 km 回 円		金属副子等加算(大・中・小) 円	計 円
加算(休日・深夜・時間外) 円			加算(夜間・難路・暴風雨雪) 円		施術情報提供料 円		
整復料・固定料・施療料		(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計 円
部位	透減 %	透減開始 月 日	後療料 円 回 円	冷罨法料80円 回 円	温罨法料75円 回 円	電療料 30円 回 円	計 円
1	100	—					—
2	100	—					—
3	80	—					0.8
	100						—
4	33	—					0.33
	80						0.8
	100						—
○ 摘要						合 計 円	
						一部負担金 円	
						請求金額 円	
上記のとおり施術したことを証明します。		所在地		所在地			
年 月 日		施術所名称		電話番号			
登録記号番号		—		柔道整復師 氏名		印	
○ 支払区分		○ 預金の種類		○ 金融機関			
1:振込 3:郵便局送金		1:普通 3:通知		銀行 本店			
2:銀行送金 4:当地払		2:当座 4:別段		金庫 支店			
○ 口座名称		○ 口座番号		郵便局			
上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。							
年 月 日		住所		住所			
		被保険者(世帯主・受給者)		氏名			
(この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入することができない場合には、代理記入の上、押印してください。)							
○ 代理人の氏名		柔道整復師		印			
○ 代理人の住所		〒					

(様式第6号)

平成 年 月分

柔道整復施術療養費支給申請総括票 (I)

(請求者) 登録記号番号  
柔道整復師  
施術所名

保険者名等	本人		家族		計	
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
	件	円	件	円	件	円
合計						
(通信欄)						

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(様式第7号)

平成 年 月分

柔道整復施術療養費支給申請総括票 (II)

保険者名： \_\_\_\_\_ 殿

(請求者) 登録記号番号 \_\_\_\_\_  
柔道整復師  
施術所名 \_\_\_\_\_

柔道整復施術療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。

区 分		件数	費用額	一部負担金	請求金額
請求	本人	件	円	円	円
	家族				
※決定	本人				
	家族				
※返戻	事前分	本人			
		家族			
	保険者	本人			
		家族			
※誤算	本人				
	家族				
※増減	本人				
	家族				

※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(様式第8号)

## 柔道整復施術療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ

柔道整復師名： \_\_\_\_\_ 殿

柔道整復施術療養費の支給申請について、下記のとおり支給額の減額及び不支給等の内訳をお知らせします。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保険者名：

所在地：

氏名	記号番号	区分	増減金額	理由
		1.減額 2.不支給 3.再審査 4.	円	
		1.減額 2.不支給 3.再審査 4.		

(区分欄の減額・不支給等の理由を○で囲む。)

## 受領委任の取扱規程

### 第 1 章 総則

#### (目的)

- 1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。

#### (委任)

- 2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、地方厚生（支）局長（以下「厚生（支）局長」という。）は、社会保険事務局長、全国健康保険協会都道府県支部長（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。
- 3 2の委任は、第 2 章及び第 8 章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

#### (受領委任の施術管理者)

- 4 施術所の開設者である者を受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とすること。  
ただし、開設者が柔道整復師でない場合又は開設者である柔道整復師が施術所で施術を行わない場合は、当該施術所に勤務する柔道整復師の中から開設者が選任した者を施術管理者とすること。
- 5 施術管理者は、第 2 章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を

6 の確約を行うに当たって施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に提出すること。

## 第2章 契約

### （確約）

6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

### （受領委任の申し出）

7 6 の確約を行った柔道整復師は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

### （受領委任の承諾）

8 厚生（支）局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### （勤務する柔道整復師の施術）

9 8により承諾された勤務する柔道整復師は、受領委任の取扱いに係る施術を行うことができること。その場合、当該施術に係る療養費の請求は、施術管理者である柔道整復師が行うこと。

### （施術所の制限）

10 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

したがって、柔道整復師が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取

扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、厚生（支）局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

（申出事項の変更等）

- 1 1 柔道整復師は、7の申出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4号により、速やかに厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

（受領委任の取扱いの中止）

- 1 2 厚生（支）局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。
  - (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
  - (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
  - (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

（施術の担当方針）

- 1 3 柔道整復師は、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）を行うこと。

また、施術は、被保険者又は被扶養者である患者（以下「患者」という。）の療養上妥当適切なものとする。

（受給資格の確認等）

- 1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

（療養費の算定、一部負担金の受領等）

- 1 5 柔道整復師は、施術に要する費用について、別に厚生労働省保険局長が定める「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」（以下「算定基準」と

いう。)により算定した額を保険者等に請求するとともに、患者から健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者医療確保法に定める一部負担金に相当する金額の支払いを受けるものとし、これを減免又は超過して徴収しないこと。ただし、算定基準の備考5.により算定する場合は、当該施術に要する費用の範囲内に限り、算定基準により算定した費用の額を超える金額の支払いを受けることができること。

また、請求に当たって他の療法に係る費用を請求しないこと。

#### (意見書の交付)

- 1 6 柔道整復師は、患者から傷病手当金を受けるために必要な傷病手当金意見書の交付を求められたときは、無償で交付すること。

#### (施術録の記載)

- 1 7 柔道整復師は、受領委任に係る施術に関する施術録をその他の施術録と区別して作成し、必要な事項を記載した上で、施術が完結した日から5年間保存すること。

- 1 8 柔道整復師は、骨折及び脱臼に対する施術を医師の同意を得て行った場合は、施術録にその旨を記載すること。

#### (通知)

- 1 9 柔道整復師は、患者が次の事項に該当する場合は、遅滞なく意見を附してその旨を保険者等に通知すること。

- (1) 闘争、泥酔又は著しい不行跡によって事故を起こしたと認められたとき。
- (2) 正当な理由がなくて、施術に関する指揮に従わないとき。
- (3) 詐欺その他不正な行為により、施術を受け、又は受けようとしたとき。

#### (施術の方針)

- 2 0 柔道整復師は、施術の必要があると認められる負傷に対して、的確な判断のもとに患者の健康の保持増進上妥当適切に施術を行うほか、以下の方針によること。

- (1) 施術に当たっては、懇切丁寧を旨とし、患者の治療上必要な事項は理解しやすいように指導すること。
- (2) 施術は療養上必要な範囲及び限度で行うものとし、とりわけ、長期又は濃厚な施術とならないよう努めること。
- (3) 現に医師が診療中の骨折又は脱臼については、当該医師の同意が得られ

ている場合のほかは、施術を行わないこと。ただし、応急手当をする場合はこの限りでないこと。

この場合、同意を求めるとしている医師は、原則として当該負傷について診療を担当している医師とするが、当該医師の同意を求めることができないやむを得ない事由がある場合には、この限りではないこと。

(4) 柔道整復師法等関係法令に照らして医師の診療を受けさせることが適当であると判断される場合は、医師の診療を受けさせること。

## 第4章 療養費の請求

### (申請書の作成)

2.1 柔道整復師は、保険者等に療養費を請求する場合は、次に掲げる方式により支給申請書（以下「申請書」という。）を作成し、速やかな請求に努めること。

(1) 申請書の様式は、様式第5号又はそれに準ずる様式とすること。

(2) 申請書を月単位で作成すること又は一の申請書において各月の施術内容が分かるように作成すること。

### (申請書の送付)

2.2 柔道整復師は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、2.4により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

### (申請書の返戻)

2.3 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、柔道整復師に返戻すること。

## 第5章 柔整審査会

### (柔整審査会の設置)

2.4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、

当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

25 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

## 第6章 療養費の支払い

（療養費の支払い）

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 保険者等による点検調査の結果、申請書を返戻する必要がある場合は、23と同様の取扱いによること。

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29 保険者等は、療養費の支給を決定する際には、適宜、患者等に施術の内容及び回数等を照会して、施術の事実確認に努めること。また、柔整審査会の審査等を踏まえ、速やかに療養費の支給の適否を判断し処理すること。

なお、調査に基づき不支給等の決定を行う場合において、患者が施術者に施術料金を支払う必要がある場合は、保険者等は、適宜、当該患者に対して

指導を行うこと。

- 3 0 柔道整復師は、申請書の記載内容等について保険者等から照会を受けた場合は、的確に回答すること。
- 3 1 保険者等は、請求額に対する支給額の減額又は不支給等がある場合は、様式第 8 号又はそれに準ずる様式の書類を記入の上、申請書の写しを添えて、柔道整復師へ送付すること。
- 3 2 保険者等は、申請書の支払機関欄に記載された支払機関に対して療養費を支払うこと。

## 第 7 章 再審査

(再審査の申し出)

- 3 3 柔道整復師は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を經由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。  
なお、柔道整復師は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。
- 3 4 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び柔道整復師から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第 8 章 指導・監査

(指導・監査)

- 3 5 柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。
- 3 6 柔道整復師及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程

に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

## 第9章 その他

### (情報提供等)

37 厚生(支)局長又は都道府県知事は、8の受領委任の取扱いに係る承諾を行った柔道整復師に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生(支)局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際(健康保険組合に限る。)は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

### (契約期間)

38 本規程に基づく契約の有効期間は、厚生(支)局長と都道府県知事が柔道整復師に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとすること。

### (経過措置)

39 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求(政府管掌健康保険分に限る。)については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」(平成20年9月22日保発第0922004号)1(1)に基づき、同年10月1日において承諾を受けたとみなされた施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までにを行った施術に関する指導及び監査は、厚生(支)局長及び都道府県知事が行うこと。

(様式第1号)

## 確 約 書

柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いを申し出るに当たり、受領委任の取扱規程（平成20年9月22日保発第0922002号通知別添2）を遵守することを確約します。

平成 年 月 日

〇 〇 厚 生 ( 支 ) 局 長  
〇 〇 〇 〇

殿

〇 〇 都 道 府 県 知 事  
〇 〇 〇 〇

柔道整復師氏名

印

住 所 〒 -

(受領委任の取扱いを行う施術所)	
施術所名 _____	
〒 -	TEL. - -
住 所	

〔 この確約書は、地方厚生(支)局（地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所）へ提出してください。 〕

(様式第2号)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申し出 (施術所の申し出)

柔道整復師 (受領委任の 施術管理者)	第 1	ふりがな			
		氏 名	明・大・昭・平 年 月 日生		
		免 許 番号	(取得年月日) 大・昭・平 年 月 日		
施 術 所	ふりがな				
	名 称	(電話番号: ( ) )			
	所 在 地	〒 -			
申し出前5年間における受領委任の取扱いの中止	有 ・ 無	中止年月日			
		当該地方厚生(支)局長等			
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の備考5に基づく施術所の届出		定額料金の徴収を ( 行う・行わない )			
注1 施術所において勤務する他の柔道整復師について、様式第2号の2で申し出ること。 2 申し出に当たっては、施術所及び勤務する柔道整復師等の確認できる書類の写し等を添付すること。 3 施術管理者が複数の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、備考欄に各施術所における勤務形態等を記入すること。					
(備考)					

上記のとおり、柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いについて申し出します。

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇

殿

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇

柔道整復師氏名

印

〒 -

TEL. - -

住 所

(この申し出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(様式第2号の2)

## 柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申し出 (同意書)

施術所において勤務する他の柔道整復師として、受領委任の取扱規程(平成20年9月22日保発第0922002号通知の別添2)の第3章に定める事項を遵守し、第2章の9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意します。

施術所に勤務する他の柔道整復師	第2	ふりがな				
		氏名	印 明・大・昭・平 年 月 日生			
		免許番号	(取得年月日) 大・昭・平 年 月 日			
		申し出前5年間における受領委任の取扱い中止	有・無	中止年月日		
			当該地方厚生(支)局長等			
	第3	ふりがな				
		氏名	印 明・大・昭・平 年 月 日生			
		免許番号	(取得年月日) 大・昭・平 年 月 日			
		申し出前5年間における受領委任の取扱い中止	有・無	中止年月日		
			当該地方厚生(支)局長等			
	第4	ふりがな				
		氏名	印 明・大・昭・平 年 月 日生			
免許番号		(取得年月日) 大・昭・平 年 月 日				
申し出前5年間における受領委任の取扱い中止		有・無	中止年月日			
		当該地方厚生(支)局長等				

(注) 施術所に勤務する他の柔道整復師は、署名押印をすること。

(この申し出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(様式第3号)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いの承諾について

柔道整復師氏名 (受領委任の施術管理者)		
施術所	名 称	
	所 在 地	
備 考		

平成 年 月 日付で申し出のあった標記の件について、これを承諾したので通知します。

登録記号番号 ○○○○○○○○-○-○

承諾年月日 平成 年 月 日  
○ ○ ○ ○ 殿

○ ○ 厚生（支）局長 ○ ○ ○ ○ 印

○ ○ 都道府県知事 ○ ○ ○ ○ 印

(補足1) 登録記号番号の内訳について ①②③④⑤⑥⑦⑧-⑨-⑩

- 1 ①は、協定に基づく登録を「協」、個人契約に基づく登録を「契」とする。
- 2 ②③は、都道府県コードとする。(統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードとする。)
- 3 ④～⑧は、柔道整復師毎の番号とする。
- 4 ⑨は、柔道整復師(受領委任の施術管理者)が複数の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、新たな施術所に枝番号(1～)を付すものとし、それ以外は「0」とする。
- 5 ⑩は、定額料金を徴収する届出を行った施術所を「1」、それ以外は「0」とする。

(補足2) 承諾年月日は、受領委任の取扱いに係る申し出の年月日で通知する。

(様式第4号)

柔道整復施術療養費の受領委任の取扱いに係る申出事項の変更等

柔道整復師 (受領委任の 施術管理者)	登録記号番号			
	氏名			
	施術所名	(電話番号： ( ) )		
区分	1	柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の備考5に基づく施術所の届出		定額料金の徴収を ( 行う・中止 )
	2	変更内容	(変更年月日： 平成 年 月 日)	
	その他	理由等		

上記のとおり申出事項の変更を申し出します。

平成 年 月 日

〇〇厚生(支)局長 〇〇〇〇

殿

〇〇都道府県知事 〇〇〇〇

柔道整復師氏名

印

〒 - TEL. - -

住所

(この申し出は、地方厚生(支)局(地方厚生(支)局が所在しない都府県にあっては地方厚生(支)局都府県事務所)へ提出してください。)

(注) 当該柔道整復師(受領委任の施術管理者)が死亡した場合は、事実が確認できる書類として住民票等の書類を添付し、届出人の氏名及び住所並びに当該柔道整復師との関係を記入すること。

また、施術所において勤務する他の柔道整復師を追加する場合は、様式第2号の2等を添付すること。

柔道整復施術療養費支給申請書

○ 市町村番号		○ 保険者番号		○ 保険種別 協・組・船・国・退・高		○ 本人・家族の区分 本人・家族 6歳就学前・70歳～75歳(1割・2割・3割) 75歳以上(1割・3割)	
○ 被保険者証等の記号・番号		○ 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		○ 被保険者(世帯主・受給者)の氏名		○ 被保険者(世帯主・受給者)の住所 〒	
○ 療養を受けた者の氏名		○ 生年月日 明・大・昭・平 年 月 日		○ 負傷の原因			
○ 負傷名		○ 負傷年月日	○ 初検年月日	○ 施術開始	○ 施術終了	○ 実日数	○ 転帰
(1)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(2)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(3)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(4)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
(5)		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日		治癒・中止・転医
○ 経過						請求区分	新規・継続
初検料 円		初検時相談支援料 円		再検料 円		往療料 km 回 円	
加算(休日・深夜・時間外)		円		加算(夜間・難路・暴風雨雪)		円	
金属副子等加算(大・中・小)		円		計		円	
施術情報提供料		円		計		円	
整復料・固定料・施療料		(1) 円	(2) 円	(3) 円	(4) 円	(5) 円	計 円
部位	通減 %	通減開始 月 日	後療料 円 回 円		冷電法料80円 回 円	温電法料75円 回 円	電療料 30円 回 円
計	円	円	円	円	円	円	円
1	100	—					
2	100	—					
3	80	—					0.8
3	100	—					—
4	33	—					0.33
4	80	—					0.8
4	100	—					—
○ 摘要						合計	円
						一部負担金	円
						請求金額	円
○ 施術証明欄		上記のとおり施術したことを証明します。				所在地	
年 月 日		施術所名称				電話	
登録記号番号		柔道整復師氏名				印	
○ 支払機関欄		○ 支払区分 1:振込 3:郵便局送金 2:銀行送金 4:当地払		○ 預金の種類 1:普通 3:通知 2:当座 4:別段		○ 金融機関 銀行 本店 金庫 支店	
○ 口座名称		○ 口座番号				郵便局	
○ 受取代理人の欄		上記請求に基づく給付金の受領方を下記の者に委任します。					
年 月 日		住所					
		被保険者(世帯主・受給者)					
		氏名					
		(この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入することができない場合には、代理記入の上、押印してください。)					
○ 代理人の氏名		柔道整復師				印	
○ 代理人の住所		〒					

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(様式第 6 号)

平成 年 月分

柔道整復施術療養費支給申請総括票 (I)

(請求者) 登録記号番号  
柔道整復師  
施術所名

保険者名等	本人		家族		計	
	件数	費用額	件数	費用額	件数	費用額
	件	円	件	円	件	円
合 計						
(通信欄)						

備考 この用紙は、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

(様式第7号)

平成 年 月分

柔道整復施術療養費支給申請総括票 (II)

保険者名： \_\_\_\_\_ 殿

(請求者) 登録記号番号 \_\_\_\_\_  
柔道整復師  
施術所名 \_\_\_\_\_

柔道整復施術療養費について、別添の支給申請書のとおり請求します。

区 分		件数	費用額	一部負担金	請求金額
請求	本人	件	円	円	円
	家族				
※決定	本人				
	家族				
※返戻	事前分	本人			
		家族			
	保険者	本人			
		家族			
※誤算	本人				
	家族				
※増減	本人				
	家族				

※印の欄は記入しないこと。

備考 この用紙は、日本工業規格A列4番とすること。

(様式第8号)

## 柔道整復施術療養費の支給申請に係る増減金額等のお知らせ

柔道整復師名： \_\_\_\_\_ 殿

柔道整復施術療養費の支給申請について、下記のとおり支給額の減額及び不支給等の内訳をお知らせします。

平成 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

保険者名：

所在地：

氏名	記号番号	区分	増減金額	理由
		1.減額 2.不支給 3.再審査 4.	円	
		1.減額 2.不支給 3.再審査 4.		

(区分欄の減額・不支給等の理由を○で囲む。)

新	旧
<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">協 定 書</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについて、<u>別紙の</u>とおり合意する。</p> <p>〇 〇 厚 生 ( 支 ) 局 長    〇 〇 〇 〇    印</p> <p>〇 〇 都 道 府 県 知 事    〇 〇 〇 〇    印</p> <p>社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長    〇 〇 〇 〇    印</p>	<p>別添1</p> <p style="text-align: center;">協 定 書</p> <p>柔道整復師の施術に係る療養費の受領委任の取扱いについて、<u>次の</u>とおり合意する。</p> <p><u>平成12年3月31日までは、別紙1により取り扱うこと。また、平成12年4月1日からは、別紙2により取り扱うこと。</u></p> <p>〇 〇 都 道 府 県 知 事    〇 〇 〇 〇    印</p> <p>〇 〇 <u>社 会 保 険 事 務 局 長</u>    〇 〇 〇 〇    印</p> <p>社団法人〇〇都道府県柔道整復師会長    〇 〇 〇 〇    印</p>

新	旧
<p><u>別紙</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>全国健康保険協会管掌健康保険</u>、<u>組合管掌健康保険</u>及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、<u>〇〇厚生（支）局長</u>（以下「甲」という。）及び<u>〇〇都道府県知事</u>（以下「乙」という。）と社団法人<u>〇〇都道府県柔道整復師会長</u>（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は、<u>地方社会保険事務局長</u>、<u>全国健康保険協会都道府県支部長</u>（以下「健保協会支部長」という。）及び<u>健康保険組合連合会会長</u>から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は、<u>国民健康保険の保険者</u>及び<u>後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた<u>国民健康保険中央会理事長</u>から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>	<p><u>別紙2</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>政府管掌健康保険</u>、<u>組合管掌健康保険</u>及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、<u>〇〇社会保険事務局長</u>（以下「甲」という。）及び<u>〇〇都道府県知事</u>（以下「乙」という。）と社団法人<u>〇〇都道府県柔道整復師会長</u>（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は<u>健康保険組合連合会会長</u>から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は<u>国民健康保険の保険者</u>及び<u>後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた<u>国民健康保険中央会理事長</u>から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>

3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4～5 略

第2章 略

第3章 保険施術の取扱い

13 略

(受給資格の確認等)

14 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等（政府を除く。）における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4～5 略

第2章 略

第3章 保険施術の取扱い

13 略

(受給資格の確認等)

14 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

2 1 略

(申請書の送付)

2 2 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付する。  
丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

2 3 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を経由して丁に返戻すること。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2 4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体

2 1 略

(申請書の送付)

2 2 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付する。  
丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等（健康保険組合を除く。）の所在地の地方社会保険事務局長若しくは国民健康保険団体連合会（24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合に限る。以下「国保連合会」という。）又は健康保険組合へ送付すること。

(申請書の返戻)

2 3 甲又は国保連合会は、24の柔整審査会の審査対象である申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、当該保険者等に代わり丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を経由して丁に返戻すること。

ただし、健康保険組合に係る申請書の返戻については、当該健康保険組合が同様に行うこと。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2 4 甲は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、

連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と乙の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

25 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して丁から報告等を徴することができること。

## 第6章 療養費の支払い

（療養費の支払い）

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義が

各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、甲と乙の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は甲と協議の上、甲に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

25 甲又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して丁から報告等を徴することができること。

## 第6章 療養費の支払い

（療養費の支払い）

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び地方社会保険事務局長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義が

ある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

## 第7章 再審査

(再審査の申し出)

33 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

34 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第8章 略

## 第9章 その他

(情報提供等)

ある場合は、甲又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

## 第7章 再審査

(再審査の申し出)

33 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（地方社会保険事務局長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の地方社会保険事務局長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

34 甲又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

## 第8章 略

## 第9章 その他

(情報提供等)

37 甲又は乙は、8の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の地方厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

38～40 略

（経過措置）

41 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求（政府管掌健康保険分に限る。）については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」（平成20年9月22日保発第0922004号）1（1）に基づき、同年10月1日において登録を受けたとみなされた施術管理者である会員及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までにを行った施術に関する指導及び監査は、甲及び乙が行うこと。

37 甲又は乙は、8の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに他の地方社会保険事務局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

38～40 略

（前協定の廃止等）

41 昭和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付で乙と丙の間で締結した協定書は、平成11年12月31日をもって廃止すること。また、平成20年3月31日までにを行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

新	旧
<p data-bbox="94 231 197 263">別添 2</p> <p data-bbox="407 295 743 335">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="129 422 324 454">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="116 470 212 502">(目的)</p> <p data-bbox="107 518 1057 933">1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険</u>の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="116 997 212 1029">(委任)</p> <p data-bbox="107 1045 1057 1364">2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、<u>地方厚生(支)局長</u>（以下「厚生(支)局長」という。）は、<u>社会保険事務局長、全国健康保険協会都道府県支部長</u>（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、<u>国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>	<p data-bbox="1079 231 1182 263">別添 3</p> <p data-bbox="1393 295 1729 335">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="1115 422 1310 454">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="1102 470 1198 502">(目的)</p> <p data-bbox="1093 518 2042 933">1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険</u>の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1102 997 1198 1029">(委任)</p> <p data-bbox="1093 1045 2042 1316">2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、<u>地方社会保険事務局長</u>（以下「事務局長」という。）は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>

3 2の委任は、第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4 略

5 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に提出すること。

## 第2章 契約

（確約）

6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

（受領委任の申し出）

7 6の確約を行った柔道整復師は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生

3 2の委任は、第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等（政府を除く。）における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4 略

5 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に提出すること。

## 第2章 契約

（確約）

6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

（受領委任の申し出）

7 6の確約を行った柔道整復師は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の事務局

(支) 局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

8 厚生 (支) 局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

9 略

(施術所の制限)

10 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

したがって、柔道整復師が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、厚生 (支) 局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

(申出事項の変更等)

11 柔道整復師は、7の申出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4

長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

8 事務局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

9 略

(施術所の制限)

10 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

したがって、柔道整復師が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、事務局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

(申出事項の変更等)

11 柔道整復師は、7の申出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4

号により、速やかに厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の取扱いの中止)

1 2 厚生（支）局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適當と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

#### 1 3 略

(受給資格の確認等)

1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がな

号により、速やかに事務局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の取扱いの中止)

1 2 事務局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適當と認められるとき。

### 第3章 保険施術の取扱い

#### 1 3 略

(受給資格の確認等)

1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がな

くなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

#### 第4章 療養費の請求

21 略

(申請書の送付)

22 柔道整復師は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

23 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、柔道整復師に返戻すること。

くなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

#### 第4章 療養費の請求

21 略

(申請書の送付)

22 柔道整復師は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等（健康保険組合を除く。）の所在地の事務局長若しくは国民健康保険団体連合会（24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合に限る。以下「国保連合会」という。）又は健康保険組合へ送付すること。

(申請書の返戻)

23 事務局長又は国保連合会は、24の柔整審査会の審査対象である申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、当該保険者等に代わり柔道整復師に返戻すること。

ただし、健康保険組合に係る申請書の返戻については、当該健康保険組が行うこと。

## 第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2.4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と都道府県知事の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

2.5 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

## 第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2.4 事務局長は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

都道府県知事は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。ただし、都道府県知事が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、事務局長と都道府県知事の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は事務局長と協議の上、事務局長に審査を委任することができること。

(審査に必要な報告等)

2.5 事務局長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、柔道整復師から報告等を徴することができること。

第6章 療養費の支払い  
(療養費の支払い)

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

第7章 再審査  
(再審査の申し出)

33 柔道整復師は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

第6章 療養費の支払い  
(療養費の支払い)

26 保険者等（健康保険組合を除く。）及び事務局長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

27 略

28 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義がある場合は、事務局長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

第7章 再審査  
(再審査の申し出)

33 柔道整復師は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、健康保険組合を経由して（事務局長に審査を委任している場合に限る。）審査委任保険者等の所在地の事務局長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、柔道整復師は、再審査の申し出はできる限り早期に行う

なお、柔道整復師は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

3 4 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び柔道整復師から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

#### 第8章 指導・監査 (指導・監査)

3 5 柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、厚生(支)局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

3 6 柔道整復師及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、厚生(支)局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

#### 第9章 その他 (情報提供等)

3 7 厚生(支)局長又は都道府県知事は、8の受領委任の取扱いに係る承諾を行った柔道整復師に関し、所要の事項を記載した名簿

よう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

3 4 事務局長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び柔道整復師から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

#### 第8章 指導・監査 (指導・監査)

3 5 柔道整復師及び勤務する柔道整復師は、事務局長と都道府県知事が必要があると認めて施術に関して指導又は監査を行い、帳簿及び書類を検査し、説明を求め、又は報告を徴する場合は、これに応じること。

3 6 柔道整復師及び勤務する柔道整復師が関係法令若しくは通達又は本規程に違反した場合は、事務局長と都道府県知事はその是正等について指導を行うこと。

#### 第9章 その他 (情報提供等)

3 7 事務局長又は都道府県知事は、8の受領委任の取扱いに係る承諾を行った柔道整復師に関し、所要の事項を記載した名簿を備

を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の厚生(支)局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

(契約期間)

38 本規程に基づく契約の有効期間は、厚生(支)局長と都道府県知事が柔道整復師に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとする。

(経過措置)

39 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求（政府管掌健康保険分に限る。）については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。：

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」（平成20年9月22日保発第0922004号）1（1）に基づき、同年10月1日において承諾を受けたとみなされた施術管理者である柔道整復師及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までに行った施術に関する指導及び監査は、厚生（支）局長及び都道府県知事が行うこと。

えるとともに、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに他の事務局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

(契約期間)

38 本規程に基づく契約の有効期間は、事務局長と都道府県知事が柔道整復師に受領委任の取扱いを承諾した承諾年月日から3年間とする。ただし、期間満了1月前までに特段の意思表示がない場合は、期間満了の日の翌日において、更に3年間順次更新したものとする。

(経過措置)

39 平成20年3月31日までにを行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。